

関係各位

済生会小樽病院  
医療技術部薬剤室

## 後発医薬品変更調剤報告および一般名処方調剤報告の FAX 報告について

平素より、院外処方の適正な運用にご協力いただきありがとうございます。

さて、当院におきまして、処方箋を応需した保険薬局より後発医薬品変更調剤報告および一般名処方調剤報告について FAX 報告をいただいております。

このたび、厚生労働省通知①②を参考として、以下のように対応を変更することといたしました。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

### 厚生労働省通知① 変更調剤の報告

【処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)】

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品(含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。)への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄(含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。)等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

### 厚生労働省通知② 一般名処方調剤報告について

【疑義解釈資料の送付について:その 2 (平成 24 年 4 月 20 日事務連絡)】

(問 43)カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいと思うが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

(答)改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。

### 今後の当院の対応

以下の要件に同意いただける場合、調剤薬局様からの **FAX 報告は不要**です。

処方オーダーデータについては、今後 FAX の有無を問わずカルテ修正入力はい行いません。

- ① 変更された後発品や一般名から実際に調剤された銘柄について、必ずお薬手帳の発行・記載を行い、医療機関へ持参、提示するよう指導をする。
- ② 変更された後発品や一般名から実際に調剤された銘柄について、患者からの問い合わせがあった場合には適切に対応すること。

以上、よろしくお願いいたします。